

1. 九月六日(第一回目)

1. 開会式(午前八時三十分~午後二時四十五分)

2. 出席議員(次の通り)

議席代	氏名	議席代	氏名	議席代	氏名
一番	仲村春瓜	八番	知花瓜太郎	五番	天久盛雄
二番	岸本利美	九番	米須清祐	六番	当山伸太郎
三番	坪佐真一	十番	仲本瓜重	七番	次高盛信
四番	佐藤真傳祐	一一番	花城清善	八番	稻嶋盛三
五番	中山勝豊	一二番	中里幸助	九番	遠里敏行
六番	中里良朝	一三番	松本利寛	一〇番	桃原瓜賀
七番	峰間健郎	一四番	山本朝徳		

3. 出席議員(次回)

4. 市町村自治法第1条の規程による会議事項説明(次の通り)

村長仲村春勝 質問課長当山全喜  
助役坪佐真總 経済課長澤岐年一  
収入役仲村春松 建設課長江良徳

5. 本会議の書記(次の通り)

書記長松川瓜義 書記柴屋毅

6. 議事日程(次の通り)

日程第一 議案第1号 貢野灣村報酬及費用算償の額並に

支給方法を定める条例の一部を改正する条例(以下「条例」といふ)

日程第二 議案第2号 貢野灣村職員定数条例の一部を改

正する条例(以下「条例」といふ)

日程第一 議案第一号 富野澤村部課設置條例の一部を改めす  
條例に付し

日程第二 議案第一号 一九六一年度富野澤村歳入歳出予算に付  
X. 会議の題未定

議長 古席一木名に就けます。市町村自治法第二三條の規定に付  
議会が成立致ります。唯今判開会すと以て致ります  
(午前十時三十分)

議長 日程第一議案第一号 富野澤村報酬及び賞賛金額並びにその支給  
方法を定める條例の一部を改めす條例についてを議題と致します  
本議案は終務委員会に付託され審査をお願いいたしましたが、去  
る六月二七日付別紙の通り報告書が来りましたので書記をして  
朗読せらるます。

終務委員長 報告を求めます。

終務委員長 本件については六月二七日の本会議において当委員会に付託に付  
六月二七日委員会を開き審査の結果 別紙委員会報告書の通りで  
す。審査の主眼東北 改めの裏金の裏、経済的不均衡階、現  
行の用意換算、費用辨償の問題等の面から事実的に審査いた  
又自己の報酬を上げては住民の批判に付けてから  
現年度予算との差額をミキナルが可能ではあるが、否決に付す  
かは提案の理由が付されておらず、その点から否決に付つかず  
尚詳しいに付けては質疑不均衡に付答しては思ひます。

議長 審議に入ります。

三 番 球 改め理由に 改めの裏金が現状付され事実に付しては

議長 経済的にもさうない付であれば、條例のすべての點が改められ

614

三 番	べきであると、費用辨償等に多少問題あるか。
委員長	委員会にて現在の各項は多くが検討工中なり。 あと程度報酬及び費用辨償等も上げるべくあるとの意見がありましや。
二 番	委員会にて提案されれば賛成であるべき。
委員長	額については賛成であると、内閣より賛成の意である。
一九 番	委員会以上がいいと、否決の理由については費用辨償と結び付けてそれから採用が。
	報酬の一割改めであるが、費用辨償などどうか関係がある。
二〇 番	改め案を出す場合一議に出でからいい。
二一 番	費用辨償を上げて報酬を下げるよりどうか。不審正直で
委員長	両方上げるべきであるとの意見をかりました。
二五 番	提案されれば採用。報酬の改めであるが、提案され本件は審査する必要はない。
委員長	改め事から一議に出でからいいが、これはある。
二八 番	改め案を以て内閣を除くと理由は
助 議	ミスアントや内閣を除くと採用額の手すりを設置の有無
議 長	賃休憩改め(午前十時五十分)
"	角間改め(午前十時二十分)
"	大体質疑を終わらせる所であるが、折切って良いですか。
"	裏議事記の年が者の方へお手元に持参しておいてください。
"	御裏議事記の年が者の方へお手元に持参しておいてください。
"	討論に入ります。
二 番	委員会新規則、採用に賛成致します。

	委員会へこれまでに提出されたものであります。現在の報酬から見て場合、今額の妥当だと思ひます。我々がやるべき議会活動が公私費をせねば、まづり出來ないと思う。三年以内に上がると云うことを申します。原来に賛成するつもりであります。
17番	原来に賛成。委員会に反対であります。
18番	委員会の審査で、額の妥当性について意見は一致いたし、又他の町村と比較しても原案の額は妥当ではあるかと思ひます。原来に賛成するつもりであります。
議長	討論を打切りまして、 異議なしと承認する 御異議がなければ、討論を打ち切ることに致します。
"	衆深に移ります。
"	原案に賛成の方举手願ひます。举手の方十一名で過半数であつたので、議案第一号 賀野津村報酬及び費用精算額並に其支給方法を定めた條例の一部を改めた條例を原案通り可決決定します。
"	日程第二議案第一号 賀野津村職員俸給条例の一部を改めた條例を議題に改めます。
"	本件は総務委員会に付託の上審査をお願いしてあります。去る六月二七日付委員会別紙報告書の通り報告がおりましたので書記にて朗読せられます。
"	總務委員長の報告を打切ります。
總務委員長	本件は六月二七日付委員会別紙報告書の通り報告がおりましたので、二二日間における審査の結果別紙委員会報告書

	月通川であります。職員定数は水道事業に伴うものであるが、現在出席した當時であります。改正工事は、17名の分量算に基づく検討した。
議長	質疑に入ります。去る議会(3月)で増員を反対したが、事務簡素化によるものであるが、その方法について述べてある。
△番	新しい標準に基づく再三の条例の改正をしてあるが、建設課は今までのままのままである。片のほうに建設課へ合流すれば出来ない。
委員長	旭市町村の水道事業を調べたり、コザ市等は人口石を廃止して都市計画推進の立場であります。資料に基づいて検討したが、社車の運営からすると、人員を増員しないでは出来ないが、建設課としては早くする方が、増員が不要であると、早くやがれ増員は必要である。運転手の件に付けて、付ける車に入らなければ良いとした。
△番	建設課の方がダンプ車を購入するが建設課に回す。
委員長	中は検討していい。片建設課中もかくありますので、年之事業が多いほど、課を施設の方が良いと、事務分量につけても建設課が八名であるが、水道部にいき第一次は終了したが、第二次第三次とある。

	◎ 今必要不滅。
◎ 番	消費的経費の半ば以上、これが通常にあればと思ふが、當時で 多々、10%が消費的経費にあつたが、人口に対する職員数は、 ○建設課長の暮にいたりして様子がわからず出来あつたが、それで ○58%消費的経費を減らすには出来あつた。
助 儀	人口に対する職員数は、(59年7月1日現在)
支 管	道野瀬村が433人、中部が585人、全島が363人。
村 長	消費的経費の減らしは、建設室上にあつてが総計算にかけ 必然的にあがくようになつたが、軽減にかけた事は少く。
建設課長	建設課がやれ行なつた場合分野が大きすぎた、水道事業とけ 用建設を行つたが、次の建設課が前へ進めば、水道課の後の 事業を手続。
◎ 番	建設室上にあつたが、何時かで期間と見ゆつかなかつて最後 に心地悪く思つたが、又浦添美里新干湖等の人口に対する職員 数が合計で説明されてゐる。
職 長	暫休憩致しました(午後七時一刻)
再開致します(午後七時三十分)	
1×名	徴収員3名にあつたが、正長を利用する3=4にて軽減され 3名思つた。
委員長	一般検討いやう子場合は利用出来ない思つたが、獨立採算の場合ほど いふより事務をあげ取れば出来あつた。
助 儀	先づ番人の質問に打答を致しました。
	読谷村人口18,802~19,2人、東志村31,552~189人、 美里村人口12,990~34人、浦添村人口18,832~43人。

618

議長	不体質難ちかく林心寺が打切ります。
	奥議会口が有り御審議に付せられました。
"	御奥議が有り賀難を打切ります。
"	計論に入ります。
一七番	委員会案に賛成致します。入室の御審議を了しました。
	先ほどの委員長の説明をきかせましたが、本村にかかる徴収額は 計上事業を推進するためには、これがだけの人用に課税力3分。
	一年以内に条例を改めて3分と1分を思ひますが、二當分付 付3分人用に出来たと思ひます。原案に賛成致します。
議長	他に御意見が有りませんか。計論を打切り表決に移ります。
	奥議会口が有り御審議に付せられました。
"	御奥議が有り計論を打切り表決に付します。
"	唯片方者より原案に賛成との御意見が有りましたが、御奥議あり 可せん。
	奥議会口が(会員)
"	御奥議が有り不議案第二号官野瀬村職員定数條例の一 部を改めて條例を全文一致で原案通り可決せ致します。
"	日程第2議案第二号官野瀬村部課設置條例の一部を改めて 條例を議題と致します。
	本業日終務委員会付託以上審査を左願ひてあります。が去る六月 二七日付委員会付別紙の通り報告書が來てかります。し、書託を左 記請託せられました。
"	終務委員会の報告を承ります。
終務委員長	本業六月二七日付付託を左願ひて六月二九日付託工事六月二一日

回論題本密

51

	委員会が開催して審査した結果 別紙委員会の報告書を通りであります。
	この案件は、今議案の中間審査でござつても合意しあければ、出来がいいと少數意見にて下水道に関する事項を水道課に属するか八九建設課から水道課に移すべきであると、しかし獨立採算の水道課へふけた場合は、下水道事業とおなじに考えておかないと前詳しいことに付けて質疑に回答を致します。
議長	本業に対する質疑をお願い致します。
八九 番	今議案と関連して質疑をさせていただきたいと質疑者略を述べます。
	議案と口平が有ります。
議案	質疑者の御説明成立いたしましたが、在林取扱いについて、
	議案と口平が有ります。
	御質疑があつたと、質疑と質問をするといふ形であります。
	お尋ねをお願いします。
	本業につき、原案に御質議あります人が
	議案と口平が有ります。
	御質議があつたと、議案第三回議事録に記載され、
	一部で改訂された條例と不連貫の點を指摘されています。
	御質問致しました件で、委員会報告書に会計監修を改められましたが、
	議案と口平が有ります。
八九 番	意見調整の協議会を持たばうと議案に入りましたと思
議長	外に御意見があつたばうと通じ進めたいと思ひますが、
	議案と口平が有ります。
	どのような方法で進めたいに致ります。

議長暫休憩致口手(午後一時四十分)

" 舟前致口手(午後二時五十分)

" 日程第四議事案第十七号人九水一年度監督鴻村才人出席予算議題  
及致口手。

" 一八番一〇番一一番議員の出席報告致口手。

" 心日本總以本來日調整に入り手す。

" 暫休憩致口手(午後三時十分)。

" 両開致口手(午後六時四十分)

" 本日の日程口二在持て終了致口手。附日本年會十時半  
開會事は改めて致口手。

" 散会(午後六時四十五分)

宜野湾村役所